

港区立教育センター条例の一部を改正する条例について

港区立教育センターの位置を変更するとともに、事業を拡充するため、港区立教育センター条例の一部を改正します。

1 改正内容

現在整備中の新教育センターの竣工（令和2年2月末）に伴い、港区立教育センター条例第2条第2号の教育センターの位置を「東京都港区白金三丁目18番2号」から「東京都港区虎ノ門三丁目6番9号」に改めます。また、教育センターの事業を拡充するため、第1条（設置）及び第3条（事業）の一部を改めます。

2 設置目的

学校教育の充実及び振興を図るとともに、幼児、児童、生徒等の健全な育成を支援するため、港区立教育センターを設置する。

3 教育センターで実施する事業

- (1) 教育に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 学校の経営支援に関すること。
- (3) 教育職員の研修に関すること。
- (4) 教育相談及び教育支援に関すること。
- (5) 科学教育に関すること。
- (6) 教育に必要な資料の収集及び展示に関すること。
- (7) その他必要な事業

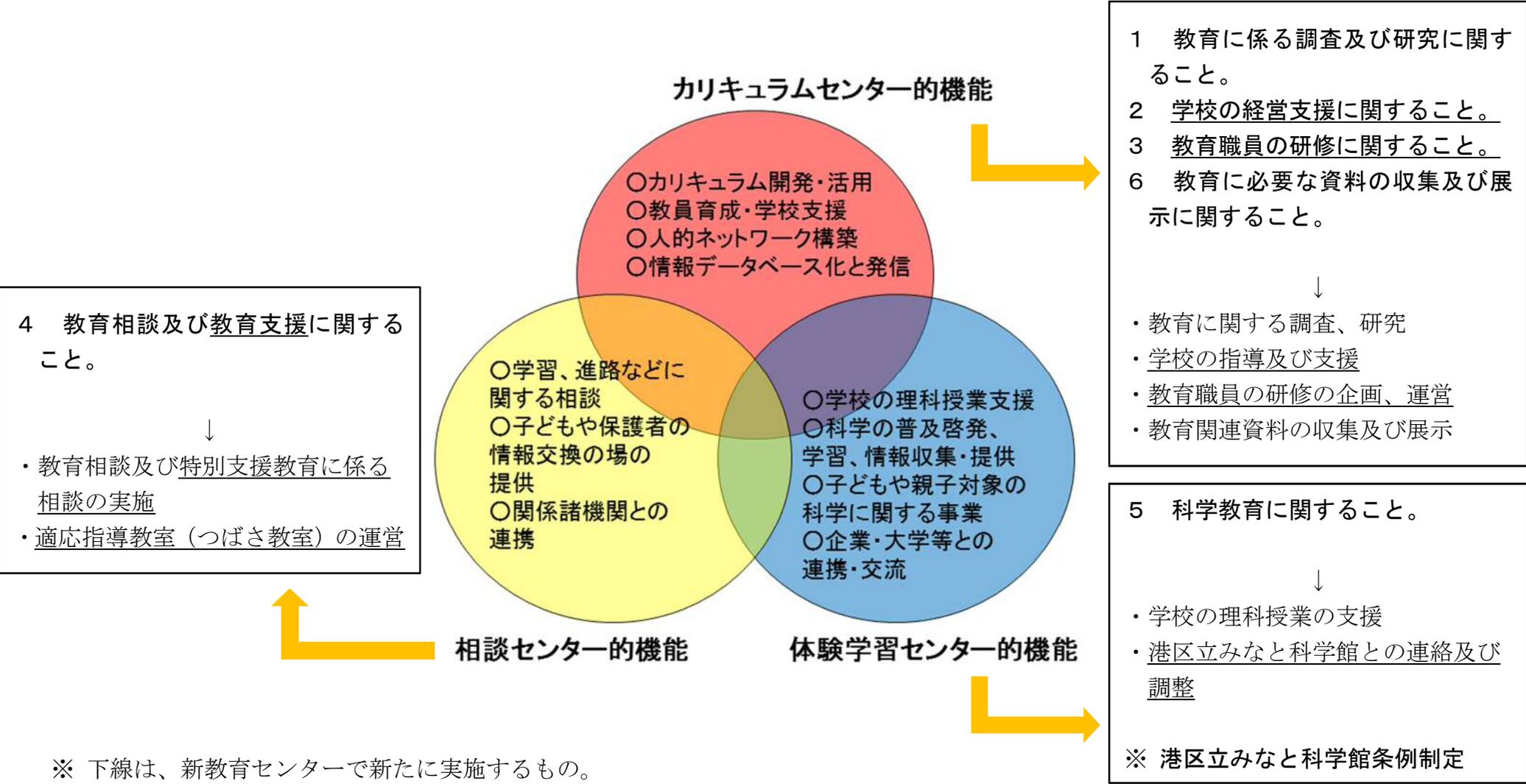
4 施行期日

教育委員会規則で定める日（令和2年4月1日予定）

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年	2月末	新教育センター複合施設整備工事竣工
	3月下旬	教育センター引っ越し
	4月1日	新教育センター開設

教育センターの3つの機能と教育センター条例の関係



港区立教育センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条の規定に基づき、学校教育の充実及び振興を図るとともに、幼児、児童、生徒等の健全な育成を支援するため、港区立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 位置 東京都港区虎ノ門三丁目六番九号</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 教育センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 教育に係る調査及び研究に関すること。</p> <p>二 学校の経営支援に関すること。</p> <p>三 教育職員の研修に関すること。</p> <p>四 教育相談及び教育支援に関すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 教育に必要な資料の収集及び展示に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条の規定に基づき、学校教育の充実および振興を図るため、港区立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 位置 東京都港区白金三丁目十八番二号</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 教育センターは、第一条に掲げる目的を達成するため次の事業を行なう。</p> <p>一 教育についての研究、調査に関すること。</p> <p>二 教育相談に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 教育に必要な資料の収集、展示に関すること。</p>

七| (略)

(後略)

付| 則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

五| (略)

(後略)